

四半期報告書

(第10期第3四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日

株式会社ノバレーゼ

東京都中央区銀座一丁目8番14号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 施行、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況

6

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11

2 株価の推移

11

3 役員の状況

11

第5 経理の状況

12

1 四半期財務諸表

13

2 その他

22

第二部 提出会社の保証会社等の情報

23

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月11日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社ノバレーゼ
【英訳名】	NOVARESE, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 剛治
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座一丁目8番14号
【電話番号】	03（5524）1122（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田中 雅樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目8番14号
【電話番号】	03（5524）1122（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田中 雅樹
【縦覧に供する場所】	株式会社ノバレーゼ（NOVARESE 名古屋） （愛知県名古屋市中区錦三丁目24番24号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年9月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
売上高(千円)	7,196,716	2,202,376	9,342,809
経常利益(千円)	981,578	167,985	1,511,977
四半期(当期)純利益(千円)	502,836	63,908	795,900
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金(千円)		585,304	580,789
発行済株式総数(株)		104,712	52,143
純資産額(千円)		3,689,335	3,258,478
総資産額(千円)		7,554,097	6,398,550
1株当たり純資産額(円)		36,744.17	64,398.08
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	5,010.67	637.18	15,313.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	4,932.71	625.59	15,087.27
1株当たり配当額(円)			802
自己資本比率(%)		48.8	50.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	487,161		1,830,778
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,192,367		605,681
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	890,747		282,961
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)		1,670,329	1,484,788
従業員数(人)		394	327

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 平成21年7月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当社は重要な子会社および関連会社を有していません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	394 (153)
---------	-----------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【施行、受注及び販売の状況】

(1) 施行実績

当第3四半期会計期間の挙式・施行組数を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
	組数
婚礼プロデュース事業	507
婚礼衣裳事業	720
自社施行	488
他社施行	232
ホテル・レストラン事業	507
婚礼飲食	507

(2) 仕入実績

当第3四半期会計期間の仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
	金額(千円)
婚礼プロデュース事業	99,912
婚礼衣裳事業	21,507
ホテル・レストラン事業	172,669
合計	294,089

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当第3四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	受注高(組)	受注残高(組)
婚礼プロデュース事業	554	1,655
婚礼衣裳事業	817	1,762

(4) 販売実績

事業部門別販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
	金額(千円)
婚礼プロデュース事業	862,033
婚礼衣裳事業	444,359
自社施行	320,214
他社施行	124,145
ホテル・レストラン事業	895,983
婚礼飲食	699,827
宴会・一般飲食・宿泊	196,155
合計	2,202,376

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 婚礼衣裳事業における自社施行は、当社直営店および業務提携先で挙式・披露宴を行う場合の衣裳等のレンタルおよび販売に伴う売上高であります。
3. 婚礼衣裳事業における他社施行は、他社が運営する施設(ホテル、専門式場、ゲストハウスなど)で挙式・披露宴を行う場合の衣裳等のレンタルおよび販売に伴う売上高であります。
4. ホテル・レストラン事業における婚礼飲食売上は、当社直営店および業務提携先で挙式・披露宴を行う場合の飲食に伴う売上高であります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年来の世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念などにより企業収益が減少し、依然として不透明な状況が継続しております。また、これに伴う設備投資の大幅な減少や雇用情勢においては失業率が過去最高水準となるなど、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社は、出店コストが低下した現在の景気状況は新店出店の好機であると判断し、当第3四半期会計期間においても、ゲストハウス（婚礼式場）候補地の選別・開発をすすめ、今後の収益に寄与する開業準備に引き続き取り組んでおります。7月においては中国エリア初出店となるイタリア製高級ウェディングドレスの専門店『ノバレーゼ広島』をオープンし、婚礼衣裳のレンタル・販売だけではなく、今後開業を予定する広島地区2店舗のゲストハウスの営業拠点としております。また、長野県軽井沢町においては地元収穫の有機野菜を使用するオーガニックフレンチ店として、当社においては初となるレストラン特化型施設『アマンダンリーフ 旧軽井沢倶楽部』を7月にオープンし事業エリア拡大に努めました。一方、9月には低採算店舗であった『エクリュスポーゼ高知店』を閉鎖し、現在および将来の企業収益の更なる向上を図りました。

この結果、当第3四半期会計期間の売上高は、前事業年度中に開業した新店が収益向上に寄与したこともあり、2,202百万円を計上することができました。

利益面につきましても、売上高が堅調に推移したことや、前事業年度から取り組んでいる一括購買などの改善効果により大幅な増益を確保し、営業利益は161百万円、経常利益は167百万円、四半期純利益は63百万円となりました。

なお、事業の種類別売上高については以下のとおりです。

婚礼プロデュース事業

当第3四半期会計期間においては、前事業年度に開業した都市型ゲストハウス1拠点と業務提携3拠点の新店効果に加えて、既存店舗においても積極的な営業促進を図った結果、婚礼プロデュース事業の売上高は862百万円となりました。

婚礼衣裳事業

当第3四半期会計期間においては、前事業年度に開業したドレスショップ『エクリュスポーゼ』2店舗が業績に寄与したことや、提案営業による単価アップや、提携先ホテル・式場からの紹介増加等の取り込みにより、店舗1店閉鎖の影響を吸収して、婚礼衣裳事業の売上高は444百万円となりました。

ホテル・レストラン事業

婚礼プロデュース事業と同様に、当第3四半期会計期間においては、前事業年度に開店した都市型ゲストハウス1拠点と業務提携した3拠点が業績に寄与したため、ホテル・レストラン事業の売上高は895百万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,670百万円となり、第2四半期会計期間末より344百万円増加いたしました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は160百万円となりました。主な要因は、税引前四半期純利益を111百万円計上することができましたが、法人税等の中間納税による支払額が350百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は211百万円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出が177百万円、貸付による支出が18百万円および関係会社株式の取得による支出が15百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は716百万円となりました。主な要因は、法人税等の中間納税に充当するため短期借入金の純増額が420百万円あったこと、設備投資に充当するための長期借入れによる収入が400百万円あったことによるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、拡充について、重要な変更があったものは次のとおりであります。

新設

(広島モノリス)

婚礼プロデュース事業において計画しておりました広島モノリス（広島市東区）につきましては、建設工事の遅れから、完了予定年月日を当初の平成21年10月から平成22年1月に変更いたしました。

(アマンダンリーフ)

レストラン事業において計画しておりましたアマンダンリーフ旧軽井沢倶楽部（長野県北佐久郡）につきましては、完了予定年月日を当初の平成21年11月から平成21年7月に変更し開業いたしました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,400
計	230,400

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	104,712	104,712	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1
計	104,712	104,712	-	-

(注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

2. 提出日現在発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成17年6月2日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	279(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,674(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,667(注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成19年6月3日 至平成22年6月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,667 資本組入額 5,834 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 付与対象者の詳細は平成17年6月29日開催の取締役会で決定し、平成17年7月1日付で当社と新株予約権者との間で新株予約権付与契約を締結いたしました。

2. (1) 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものおよび権利行使したのものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数です。

(2) 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の払込額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たりの払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

なお、調整後の払込額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込額} = \frac{\text{調整前払込額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有している者とする。ただし、会社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人による権利行使は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡制限および消却

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。

会社が消滅事項となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を消却できる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

その他の消却事由および消却条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6. 平成19年1月1日付で1株を3株にする株式分割および平成21年7月1日付で1株を2株にする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権
(平成17年12月28日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	161(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	966(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000(注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成19年12月29日 至平成22年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 付与対象者の詳細は平成17年12月28日開催の取締役会で決定し、平成18年1月1日付で当社と新株予約権者との間で新株予約権付与契約を締結いたしました。

2. (1) 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものと権利行使したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数です。

(2) 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の払込価額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合、次の算式により調整された1株当たりの払込金額に新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たりの払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

なお、調整後の払込価額は、1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承認される場合、または人的分割をする場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有している者とする。ただし、会社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人による権利行使は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡制限および消却

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。

会社が消滅事項となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を消却できる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

その他の消却事由および消却条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6. 平成19年1月1日付で1株を3株にする株式分割および平成21年7月1日付で1株を2株にする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成21年7月1日 (注)1	52,257	104,514		583,519		443,069
平成21年7月1日~ 平成21年9月30日 (注)2	198	104,712	1,785	585,304	1,784	444,854

(注)1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,306		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,406	100,406	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	104,712		
総株主の議決権		100,406	

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(数)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ノバレーゼ	東京都中央区銀座一丁目8番14号	4,306		4,306	4.11
計		4,306		4,306	4.11

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	59,500	69,800	78,500	98,700	99,800	130,000 61,500	66,000	69,000	66,000
最低(円)	50,200	49,500	60,100	76,800	85,800	96,100 56,900	50,500	60,400	59,500

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成21年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 平成21年7月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。7月以降の株価につきましては株式分割後の株価となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.9%
利益剰余金基準	0.4%

会社間項目消去前の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,670,329	1,484,788
売掛金	107,188	148,445
商品	41,504	30,632
原材料及び貯蔵品	79,128	79,309
その他	170,285	153,201
流動資産合計	2,068,436	1,896,377
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	¹ 3,168,740	¹ 3,282,442
土地	² 571,866	-
建設仮勘定	470,810	7,900
その他(純額)	¹ 460,473	¹ 475,250
有形固定資産合計	4,671,891	3,765,593
無形固定資産	21,713	27,279
投資その他の資産		
関係会社株式	15,060	-
差入保証金	494,415	400,480
その他	282,579	308,820
投資その他の資産合計	792,055	709,300
固定資産合計	5,485,660	4,502,173
資産合計	7,554,097	6,398,550
負債の部		
流動負債		
買掛金	381,904	459,934
短期借入金	420,000	-
1年内返済予定の長期借入金	459,000	449,308
未払金	652,446	585,121
未払法人税等	67,381	499,867
前受金	703,722	417,731
賞与引当金	46,500	-
その他	88,366	209,977
流動負債合計	2,819,320	2,621,940
固定負債		
長期借入金	965,834	433,235
その他	79,607	84,897
固定負債合計	1,045,441	518,132
負債合計	3,864,762	3,140,072

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	585,304	580,789
資本剰余金	444,854	440,339
利益剰余金	2,769,085	2,306,829
自己株式	109,909	69,480
株主資本合計	3,689,335	3,258,478
純資産合計	3,689,335	3,258,478
負債純資産合計	7,554,097	6,398,550

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
売上高	7,196,716
売上原価	3,190,550
売上総利益	4,006,166
販売費及び一般管理費	3,046,876
営業利益	959,289
営業外収益	
受取利息	4,486
受取手数料	21,152
その他	8,727
営業外収益合計	34,366
営業外費用	
支払利息	11,743
その他	334
営業外費用合計	12,077
経常利益	981,578
特別損失	
固定資産除却損	24,154
店舗閉鎖損失	56,171
特別損失合計	80,325
税引前四半期純利益	901,253
法人税、住民税及び事業税	395,431
法人税等調整額	2,985
法人税等合計	398,416
四半期純利益	502,836

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	2,202,376
売上原価	1,040,008
売上総利益	1,162,368
販売費及び一般管理費	1,001,308
営業利益	161,059
営業外収益	
受取利息	1,456
受取手数料	7,948
その他	1,782
営業外収益合計	11,187
営業外費用	
支払利息	4,171
その他	90
営業外費用合計	4,261
経常利益	167,985
特別損失	
固定資産除却損	135
店舗閉鎖損失	56,171
特別損失合計	56,306
税引前四半期純利益	111,679
法人税、住民税及び事業税	23,221
法人税等調整額	24,549
法人税等合計	47,770
四半期純利益	63,908

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	901,253
減価償却費	339,029
賞与引当金の増減額(は減少)	46,500
受取利息及び受取配当金	4,486
支払利息	11,743
固定資産除却損	24,154
店舗閉鎖損失	56,171
売上債権の増減額(は増加)	41,257
たな卸資産の増減額(は増加)	10,691
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,684
仕入債務の増減額(は減少)	78,030
未払金の増減額(は減少)	187,835
未払費用の増減額(は減少)	16,194
未払消費税等の増減額(は減少)	93,646
前受金の増減額(は減少)	285,991
その他の流動負債の増減額(は減少)	42
その他の固定資産の増減額(は増加)	4,646
その他の固定負債の増減額(は減少)	5,289
小計	1,318,213
利息及び配当金の受取額	4,486
利息の支払額	13,576
訴訟和解金の受取額	3,600
法人税等の支払額	825,562
営業活動によるキャッシュ・フロー	487,161
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,023,341
無形固定資産の取得による支出	380
関係会社株式の取得による支出	15,060
貸付けによる支出	18,000
差入保証金の差入による支出	148,151
差入保証金の回収による収入	12,565
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,192,367
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	420,000
長期借入れによる収入	1,000,000
長期借入金の返済による支出	457,709
株式の発行による収入	9,030
自己株式の取得による支出	40,429
配当金の支払額	40,144
財務活動によるキャッシュ・フロー	890,747
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	185,541
現金及び現金同等物の期首残高	1,484,788
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,670,329

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	たな卸資産の評価基準および評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
(賞与引当金) 前事業年度においては、従業員への賞与支給額が確定していたため当該支給額149,057千円を流動負債の未払金として計上しておりましたが、第1四半期会計期間より給与規程の一部改定が行われた結果、賞与引当金の計上要件を満たすこととなったため、支給見込額のうち当第3四半期累計期間に属する額46,500千円を賞与引当金として計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">1,496,921千円</div>	1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">1,278,308千円</div>
2 担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。 土地 <div style="text-align: right;">414,524千円</div>	

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	380,195千円
給料手当	621,157千円
賞与引当金繰入額	29,948千円
地代家賃	460,781千円
減価償却費	283,032千円

当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	134,164千円
給料手当	210,269千円
賞与引当金繰入額	29,948千円
地代家賃	146,876千円
減価償却費	99,002千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,670,329
現金及び現金同等物	<u>1,670,329</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年9月30日)および当第3四半期累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 104,712株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 4,306株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	40,580	802	平成20年 12月31日	平成21年 3月27日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年2月10日開催の取締役会決議に基づき、第1四半期会計期間において自己株式609株を取得いたしました。この結果、自己株式が40,429千円増加し、当第3四半期会計期間末において109,909千円となっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
1 株当たり純資産額 36,744.17円	1 株当たり純資産額 64,398.08円

(注) 平成21年 7 月 1 日付で、株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前事業年度末の 1 株当たり純資産額は、32,199円04銭であります。

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 5,010.67円	1 株当たり四半期純利益金額 637.18円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 4,932.71円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 625.59円

(注) 1 . 1 株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	502,836	63,908
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	502,836	63,908
期中平均株式数 (株)	100,353	100,298
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	1,586	1,858
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2 . 平成21年 7 月 1 日付で、株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月9日

株式会社ノバレーゼ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 永田 高士 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 保範 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノバレーゼの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノバレーゼの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。